

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

2022年4月6日

堺市議会議長 池尻秀樹 様

議員氏名 伊豆丸 精工



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和 3 年度  
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費 2 その他	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
収入合計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	240,399	240,399	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	588,580	588,580	
広 報 ・ 広 聴 費	1,208,519	1,208,519	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,199,066	1,199,066	
支 出 合 計	3,236,564	3,236,564	

様式第14号（第7条関係）

令和3年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
<b>【調査研究費】</b> ガソリン代	4/1-3/31	市政に関する事項の調査研究時に使用した車のガソリン代として支出した。
石川県加賀市への視察	11/5	石川県加賀市におけるスマートシティ実現に向けた取組について調査したもの。
宮城県石巻市・気仙沼市への視察	11/8-11/9	宮城県石巻市・気仙沼市における震災復興及び防災に向けた取組について調査したもの。
北海道札幌市への視察	1/19	北海道札幌市における図書館行政について調査したもの。
<b>【資料購入費】</b> 新聞・書籍の購読	4/1-3/31	市政に関する情報収集を行うため、新聞購読・書籍の購入を行った。
<b>【広報・広聴費】</b> 議会レポートの発行・配布・郵送	12/27~3/31	議会活動を市民へ広報するため、議会レポートを各議会終了後、計2回配布した。発行部数は48,000部で、配布方法はポスティング、郵送、駅頭での手配りを用いた。
議会レポート郵送時に使用する封筒購入代	9/3	議会レポート郵送時に使用する封筒購入代として支出した。
駅頭での市政報告で使用した駐車場代	6/23-3/31	堺市政に関する報告を駅頭で実施した際に使用した駐車場代として支出した。

<b>【事務・事務所費】</b> 事務所の賃借	5/1-3/31	市政相談及び市政に関する調査研究を行うため、堺市南区豊田において事務所を借り上げた。
備品の購入	4/1-3/31	市役所控室・市政事務所で使用する備品（ノート・ファイル・ボールペン等）を購入した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R3.4.8	4-1		3,426	-3,426	ガソリン代	①	
R3.4.9		810,000		806,574	政務活動費4～6月分受入		
R3.4.21	4-2		3,456	803,118	事務所電気代	⑨	
R3.4.21	4-3		3,649	799,469	携帯電話代	⑨	
R3.4.21	4-4		3,000	796,469	新聞購読代	⑥	
R3.4.21	4-5		4,873	791,596	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R3.4.21	4-6		61,853	729,743	書籍購入代	⑥	
R3.4.21	4-7		2,037	727,706	備品購入代	⑨	
R3.4.21	4-8		78,275	649,431	事務所5月分賃料	⑨	
月 計		810,000	160,569				
累 計		810,000	160,569	649,431			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3. 5. 12	5-1		3, 586	645, 845	ガソリン代	①	
R3. 5. 21	5-2		3, 379	642, 466	事務所電気代	⑨	
R3. 5. 21	5-3		3, 618	638, 848	携帯電話代	⑨	
R3. 5. 21	5-4		3, 000	635, 848	新聞購読代	⑥	
R3. 5. 21	5-5		4, 592	631, 256	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R3. 5. 21	5-6		78, 252	553, 004	事務所6月分賃料	⑨	
月 計			96, 427				
累 計		810, 000	256, 996	553, 004			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3. 6. 11	6-1		3,611	549,393	ガソリン代	①	
R3. 6. 21	6-2		3,104	546,289	事務所電気代	⑨	
R3. 6. 21	6-3		3,612	542,677	携帯電話代	⑨	
R3. 6. 21	6-4		3,000	539,677	新聞購読代	⑥	
R3. 6. 21	6-5		4,634	535,043	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R3. 6. 21	6-6		78,236	456,807	事務所7月分賃料	⑨	
R3. 6. 23	6-7		480	456,327	駐車場代	⑦	
R3. 6. 25	6-8		1,100	455,227	市役所控室で使用する備品代	⑨	
R3. 6. 26	6-9		110	455,117	市役所控室で使用する備品代	⑨	
月 計			97,887				
累 計		810,000	354,883	455,117			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R3.7.1	7-1		160	454,957	駐車場代	⑦	
R3.7.7	7-2		3,543	451,414	ガソリン代	①	
R3.7.9		810,000		1,261,414	政務活動費7～9月分受入		
R3.7.15	7-3		160	1,261,254	駐車場代	⑦	
R3.7.16	7-4		500	1,260,754	駐車場代	①	
R3.7.21	7-5		3,107	1,257,647	事務所電気代	⑨	
R3.7.21	7-6		3,733	1,253,914	携帯電話代	⑨	
R3.7.21	7-7		3,000	1,250,914	新聞購読代	⑥	
R3.7.21	7-8		5,324	1,245,590	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R3.7.21	7-9		69,652	1,175,938	書籍購入代	⑥	
R3.7.21	7-10		2,585	1,173,353	備品購入代(ボールペン・消しゴム等文具)	⑨	
R3.7.21	7-11		81,596	1,091,757	備品購入代(ノートPC・USB等)	⑨	
R3.7.21	7-12		1,785	1,089,972	備品購入代(ノートPCマウス)	⑨	
R3.7.24	7-13		480	1,089,492	駐車場代	⑦	
R3.7.26	7-14		78,228	1,011,264	事務所8月分賃料	⑨	
R3.7.27	7-15		3,790	1,007,474	ガソリン代	①	
月 計		810,000	257,643				
累 計		1,620,000	612,526	1,007,474			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3. 8. 5	8-1		160	1,007,314	駐車場代	⑦	
R3. 8. 5	8-2		385	1,006,929	市役所控室で使用する備品代	⑨	
R3. 8. 19	8-3		160	1,006,769	駐車場代	⑦	
R3. 8. 22	8-4		528	1,006,241	駐車場代	⑦	
R3. 8. 23	8-5		3,012	1,003,229	事務所電気代	⑨	
R3. 8. 23	8-6		3,615	999,614	携帯電話代	⑨	
R3. 8. 23	8-7		3,263	996,351	新聞購読代	⑥	
R3. 8. 23	8-8		4,860	991,491	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R3. 8. 23	8-9		78,212	913,279	事務所9月分賃料	⑨	
R3. 8. 23	8-10		3,778	909,501	ガソリン代	①	
月 計			97,973				
累 計		1,620,000	710,499	909,501			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)



会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.9.2	9-1		160	909,341	駐車場代	⑦	
R3.9.3	9-2		56,540	852,801	封筒印刷代	⑦	
R3.9.6	9-3		1,403	851,398	乾電池購入代	⑦	
R3.9.21	9-4		3,413	847,985	事務所電気代	⑨	
R3.9.21	9-5		3,627	844,358	携帯電話代	⑨	
R3.9.21	9-6		3,263	841,095	新聞購読代	⑥	
R3.9.21	9-7		4,748	836,347	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R3.9.21	9-8		78,212	758,135	事務所10月分賃料	⑨	
R3.9.21	9-9		3,822	754,313	ガソリン代	①	
月 計			155,188				
累 計		1,620,000	865,687	754,313			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R3.10.8		810,000		1,564,313	政務活動費10～12月分受入		
R3.10.21	10-1		4,002	1,560,311	ガソリン代	①	
R3.10.21	10-2		3,065	1,557,246	事務所電気代	⑨	
R3.10.21	10-3		3,616	1,553,630	携帯電話代	⑨	
R3.10.21	10-4		3,263	1,550,367	新聞購読代	⑥	
R3.10.21	10-5		4,611	1,545,756	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R3.10.21	10-6		78,244	1,467,512	事務所11月分賃料	⑨	
R3.10.21	10-7		26,609	1,440,903	書籍購入代	⑥	
R3.10.21	10-8		37,752	1,403,151	書籍購入代	⑥	
月 計			161,162				
累 計		2,430,000	1,026,849	1,403,151			

- 務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3.11.3	11-1		3,133	1,400,018	ガソリン代	①	
R3.11.5	11-2		150	1,399,868	宿泊時入湯税	①	
R3.11.5	11-3		4,768	1,395,100	ガソリン代	①	
R3.11.9	11-4		600	1,394,500	行政視察時入館料	①	
R3.11.9	11-5		1,997	1,392,503	ガソリン代	①	
R3.11.9	11-6		4,190	1,388,313	駐車場代	①	
R3.11.22	11-7		3,149	1,385,164	事務所電気代	⑨	
R3.11.22	11-8		3,616	1,381,548	携帯電話代	⑨	
R3.11.22	11-9		3,263	1,378,285	新聞購読代	⑥	
R3.11.22	11-10		4,804	1,373,481	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R3.11.22	11-11		78,240	1,295,241	事務所12月分賃料	⑨	
R3.11.22	11-12		22,110	1,273,131	航空券購入代	①	
R3.11.22	11-13		9,350	1,263,781	ホテル宿泊代	①	
月 計			139,370				
累 計		2,430,000	1,166,219	1,263,781			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R3.12.3	12-1		3,840	1,259,941	ガソリン代	①	
R3.12.21	12-2		3,398	1,256,543	事務所電気代	⑨	
R3.12.21	12-3		3,616	1,252,927	携帯電話代	⑨	
R3.12.21	12-4		3,263	1,249,664	新聞購読代	⑥	
R3.12.21	12-5		4,593	1,245,071	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R3.12.21	12-6		7,920	1,237,151	書籍購入代	⑥	
R3.12.21	12-7		2,990	1,234,161	高速道路利用代	①	
R3.12.21	12-8		6,650	1,227,511	高速道路利用代	①	
R3.12.21	12-9		1,040	1,226,471	高速道路利用代	①	
R3.12.21	12-10		100	1,226,371	高速道路利用代	①	
R3.12.21	12-11		820	1,225,551	高速道路利用代	①	
R3.12.21	12-12		840	1,224,711	高速道路利用代	①	
R3.12.21	12-13		100	1,224,611	高速道路利用代	①	
R3.12.21	12-14		20,845	1,203,766	レンタカー代	①	
R3.12.21	12-15		1,550	1,202,216	高速道路利用代	①	
R3.12.21	12-16		11,645	1,190,571	宿泊代	①	
R3.12.21	12-17		820	1,189,751	高速道路利用代	①	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R3. 12. 21	12-18		78,275	1,111,476	事務所1月分賃料	⑨	
R3. 12. 22	12-19		528	1,110,948	駐車場代	⑦	
R3. 12. 23	12-20		2,855	1,108,093	ガソリン代	①	
R3. 12. 27	12-21		232,650	875,443	議会レポート印刷代	⑦	
R3. 12. 27	12-22		6,480	868,963	視察時謝礼品代	①	
月 計			394,818				
累 計		2,430,000	1,561,037	868,963			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R4. 1. 4	1-1		160	868, 803	駐車場代	⑦	
R4. 1. 5	1-2		560	868, 243	駐車場代	⑦	
R4. 1. 7		810, 000		1, 678, 243	政務活動費 1～3月分受入		
R4. 1. 13	1-3		83, 512	1, 594, 731	議会レポート郵送代	⑦	
R4. 1. 13	1-4		1, 139	1, 593, 592	備品購入代	⑨	
R4. 1. 13	1-5		3, 975	1, 589, 617	ガソリン代	①	
R4. 1. 17	1-6		2, 210	1, 587, 407	視察土産代	①	
R4. 1. 19	1-7		1, 680	1, 585, 727	電車代	①	
R4. 1. 19	1-8		4, 190	1, 581, 537	駐車場代	①	
R4. 1. 21	1-9		3, 304	1, 578, 233	事務所電気代	⑨	
R4. 1. 21	1-10		3, 621	1, 574, 612	携帯電話代	⑨	
R4. 1. 21	1-11		3, 263	1, 571, 349	新聞購読代	⑥	
R4. 1. 21	1-12		4, 818	1, 566, 531	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R4. 1. 21	1-13		14, 740	1, 551, 791	書籍購入代	⑥	
R4. 1. 21	1-14		23, 650	1, 528, 141	書籍購入代	⑥	
R4. 1. 21	1-15		8, 840	1, 519, 301	購入済航空券キャンセル代	①	
R4. 1. 21	1-16		3, 000	1, 516, 301	購入済航空券キャンセル代	①	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R3. 1. 21	1-17		2,590	1,513,711	購入済航空券キャンセル代	①	
R3. 1. 21	1-18		5,180	1,508,531	購入済航空券キャンセル代	①	
R3. 1. 21	1-19		23,810	1,484,721	航空券購入代	①	
R3. 1. 21	1-20		22,510	1,462,211	航空券購入代	①	
R3. 1. 21	1-21		78,309	1,383,902	事務所 2月分賃料	⑨	
月 計		810,000	295,061				
累 計		3,240,000	1,856,098	1,383,902			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R4. 2. 4	2-1		298, 410	1, 085, 492	議会レポートポストイング代	⑦	
R4. 2. 8	2-2		4, 116	1, 081, 376	ガソリン代	①	
R4. 2. 21	2-3		3, 175	1, 078, 201	事務所電気代	⑨	
R4. 2. 21	2-4		3, 613	1, 074, 588	携帯電話代	⑨	
R4. 2. 21	2-5		3, 003	1, 071, 585	新聞購読代	⑥	
R4. 2. 21	2-6		4, 593	1, 066, 992	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R4. 2. 21	2-7		77, 748	989, 244	書籍購入代	⑥	
R4. 2. 21	2-8		79, 266	909, 978	書籍購入代	⑥	
R4. 2. 21	2-9		66, 946	843, 032	書籍購入代	⑥	
R4. 2. 21	2-10		15, 620	827, 412	書籍購入代	⑥	
R4. 2. 21	2-11		884	826, 528	事務所備品購入代	⑨	
R4. 2. 21	2-12		13, 789	812, 739	市役所控室で使用する備品購入代	⑨	
R4. 2. 21	2-13		3, 437	809, 302	市役所控室で使用する備品購入代	⑨	
R4. 2. 21	2-14		1, 680	807, 622	電車代	①	
R4. 2. 21	2-15		8, 700	798, 922	宿泊代	①	
R4. 2. 22	2-16		78, 304	720, 618	事務所3月分賃料	⑨	
R4. 2. 22	2-17		1, 650	718, 968	市役所控室で使用する備品購入代	⑨	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)



会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R4.2.27	2-18		704	718,264	駐車場代	⑦	
月 計			665,638				
累 計		3,240,000	2,521,736	718,264			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R4. 3. 7	3-1		4, 185	714, 079	ガソリン代	①	
R4. 3. 21	3-2		704	713, 375	駐車場代	⑦	
R4. 3. 22	3-3		3, 536	709, 839	事務所電気代	⑨	
R4. 3. 22	3-4		3, 618	706, 221	携帯電話代	⑨	
R4. 3. 22	3-5		3, 263	702, 958	新聞購読代	⑥	
R4. 3. 22	3-6		4, 845	698, 113	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R4. 3. 22	3-7		45, 826	652, 287	書籍購入代	⑥	
R4. 3. 22	3-8		2, 178	650, 109	事務所備品代	⑨	
R4. 3. 22	3-9		100	650, 009	高速道路代	①	
R4. 3. 22	3-10		840	649, 169	高速道路代	①	
R4. 3. 22	3-11		100	649, 069	高速道路代	①	
R4. 3. 22	3-12		820	648, 249	高速道路代	①	
R4. 3. 22	3-13		820	647, 429	高速道路代	①	
R4. 3. 22	3-14		100	647, 329	高速道路代	①	
R4. 3. 23	3-15		78, 275	569, 054	事務所4月分賃料	⑨	
R4. 3. 29	3-16		4, 022	565, 032	ガソリン代	①	
R4. 3. 30	3-17		232, 650	332, 382	議会レポート印刷代	⑦	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名  
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R4. 3. 30	3-18		298,410	33,972	議会レポートポスティング代	⑦	
R4. 3. 30	3-19		1,750	32,222	事務所備品代	⑨	
R4. 3. 31	3-20		5,456	26,766	事務所備品代	⑨	
R4. 3. 31	3-21		176	26,590	事務所備品代	⑨	
R4. 3. 31	3-22		23,154	3,436	書籍購入代	⑥	
月 計			714,828				
累 計		3,240,000	3,236,564	3,436			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

管理責任者 (議員名)	伊豆丸 精二		
事務所名	堺市議会議員伊豆丸精二事務所		
所在地	〒590-0106 堺市南区豊田1224-1泉北サンシャインビル202 TEL 072 ( 289 ) 5858		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社豊翔)
	他用途との兼用 ■ 有 → □ 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	36.37 m <sup>2</sup>	賃借料	月額 91,070 円 (政務活動費充当額 72,856 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ■使用面積による 使用面積 29.096 m <sup>2</sup> /延べ面積 (m <sup>2</sup> ) □使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	■電気代・・・ 80 %    ■水道代・・・ 80 %	
		□ガス代・・・ %    ■固定電話代・・・ 80 %	
	駐車場 賃借料	80%	月額 6,600 円 (政務活動費充当額 5,280 円) 【所在地】 堺市南区豊田1225-7
所有区分	□生計を一にしない親族    ■第三者    □その他 ( ) ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

賃貸借契約証書

泉北サンシャインビル 202号

堺市市議会議員

伊豆丸 精二 様

スター不動産株式会社

## 建物賃貸借契約書

名 称	泉北サンシャインビル					
所 在 地	大阪府堺市南区豊田1224-1					
構 造	鉄骨ALC	造	3 階建	2 階部分		
住 戸 番 号	202 号室					
契 約 期 間	平成30年11月1日		～	平成32年10月31日		2 年間
敷 金	金	[REDACTED]		円也		
リフォーム代	金	[REDACTED]		円也 (税別)		
家 賃	金	73,700		円也 (月額)		(税別)
共 益 費	金	10,000		円也 (月額)		(税込)
温水器電気代	金	実費		円也 (月額)		
自治会費等	金	[REDACTED]		円也 (月額)		
支 払 方 法	振込					
	金融機関名	三井住友 銀行		泉北とが 支店		
	普通口座	口座番号 No. [REDACTED]				
	口座名義人	カ)ホウショウ				
賃 貸 人	株式会社 豊翔					
賃 借 人	堺市市議会議員 伊豆丸精二					
付帯設備 又は備品	壁	クロス貼り	備品1	✓	備品5	✓
	床	Pタイル貼り	備品2	✓	備品6	✓
	天井	クロス貼り	備品3	✓	備品7	✓
	照明器具	有り	備品4	✓	備品8	✓
( 鍵 番 号 ) メーカー名 No. ( )本 上記 鍵を受領しました 氏 名 ㊟						
特 記 事 項						

標記賃貸人(以下甲という)と同賃借人(以下乙という)とは、標記の建物及び附帯する設備(以下本物件という)の賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

- 第1条 (使用目的の制限)  
乙は本物件を 事務所 として使用する。  
2. 乙は甲の書面による承諾得ずして賃貸物件を前項以外の目的に使用してはならない。
- 第2条 (賃貸借の期間)  
賃貸借期間は標記のとおりとし、甲及び乙の双方が異議なき場合、同一期間の自動更新とする。
- 第3条 (家賃及び共益費)  
1. 乙は、家賃及び共益費を、甲に対して標記のとおり支払うものとする。尚、支払いにかかる振込・口座振替等の手数料は乙の負担とする。  
2. 本契約が月の途中で締結されたときの家賃及び共益費等は、締結月の実日数による日割計算とし本契約が月の途中で終了したときは日割計算せず終了月分全額を支払う。  
3. 家賃及び共益費等は、租税、その他の負担の増加、諸物価の上昇、その他の経済事情の変動、近隣比較等から不相当となった場合、甲はこれらを改定することができるものとする。  
4. 乙は、家賃及び共益費等の支払いを遅延したときは、支払期限の翌日から支払済みに至るまで、年14.5%(1年365日)の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
- 第4条 (保証金・敷金・礼金)  
1. 乙は甲に対し、本契約の締結時に標記の保証金、敷金を預託するものとする。  
2. 保証金、敷金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本物件の明渡し、その他この契約による債務の履行を完了した後、1ヶ月以内に甲より乙に返還する。尚、返還にかかる費用は乙の負担とする。※保証金は、解約引がある場合、標記金額を差し引いた残金を甲より乙に返還する。  
3. 乙に、本契約による債務の不履行があるときは、甲は何時でも保証金、敷金を第2項の返還金額の範囲内でその弁済に充当することができる。但し、乙よりこの充当を請求できない。  
4. 保証金・敷金の返還請求権を他に譲渡し、又は担保として提供することはできない。  
これに基づき、甲は乙の代理人による保証金返還請求があっても支払を拒否する事が出来る。  
5. 乙はこの契約の締結時に表記の礼金を甲に支払い、甲は、契約締結後においては理由の如何を問わず礼金を返還しない。  
6. 礼金は賃貸借契約の借主となる為の対価として授受される。
- 第5条 (公共料金等の負担)  
乙は、本物件の使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の料金を賃料、共益費とは別に支払うものとする。
- 第6条 (注意義務)  
1. 乙は又は乙の使用人、善良な管理者の注意をもって本物件を使用しなければならない。  
2. 乙は、本物件で次の行為をしてはならない。  
① 鉄砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造、または保管。  
② 配水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物品を流すこと。  
③ 大音量、高音を発してのテレビ・ラジオ・ステレオの操作、楽器演奏、カラオケ等。  
④ 騒音、悪臭の発生、その他環境、公衆衛生を害する行為。  
⑤ 壁、錠の改変または追加等により、本物件の管理業務に支障を及ぼす行為。  
⑥ 公序良俗に反する行為。本物件に損害を与える行為。  
⑦ 階段、廊下等の共用部分に物品類を置くこと。  
⑧ 動物の飼育、または一時的持込み。  
⑨ 大型の金庫、ピアノその他重量物の搬入、または備え付け。  
3. 乙は本物件に関して、別途使用規則等が定められている場合、これを遵守しなければならない。
- 第7条 (賃借権の譲渡及び転貸の禁止)  
1. 乙は、本物件の全部、または一部につき、たとえ一時的にせよ、賃借権の譲渡、転貸もしくは、使用貸借その他名目の如何を問わず、第三者に使用、管理させてはならない。営業権譲渡、合併その他による包括継承の場合も同様である。  
2. 乙は、本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。
- 第8条 (暴力団、政治団体等の制限)  
1. 乙または同居者が、次の各号に該当すると甲において認められた場合、甲は何等催告を要せず直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを請求することができるものとし、乙はこの請求に応じなければならない。  
① 覚せい剤等麻薬類の使用・密売・賭博、売春等あらゆる犯罪の供用場所としたとき、及び甲がそれに相当すると認められたとき。  
② 暴力団、政治団体等の事務所等として使用したとき、または看板、代紋等の表示をしたとき。  
③ 本物件及び本物件周辺において、一見して暴力団、政治団体等関係者と認められるような服装・態度等で徘徊、若しくは放歌高吟すること等により、近隣住民等に不安を抱かせる行為をしたとき。
- 第9条 (身分等の変更の通知)  
乙においてその住所、商号、営業目的、その他身分上に変更があったときは、乙は、遅滞なく甲に通知するものとする。
- 第10条 (修理等費用の負担)  
1. 本物件が乙又は乙の使用人の責任に帰さない損耗により、その建物の躯体の使用に支障が生じたときに限り、甲がその義務を負う。  
2. 乙又は乙の使用人の責任に基づく事由により本物件が損傷・毀損したときは、乙がその修理の義務を負う。この場合、乙は甲の指示によりこれを修理するか、またはこれによって生じた損害を甲に賠償する。
- 第11条 (損害賠償)  
1. 乙又は乙の使用人が善良な管理者の注意義務に違反して、本物件に損傷を与えたときは、乙は、甲の受けた損害を賠償する。  
2. 甲・乙いずれの責任にも帰すことのできない事由によって生じた本物件の損害については、その賠償の責に任ずる者を甲・乙協議の上で定めるものとする。
- 第12条 (立入)  
甲は、本物件の維持、修理、防犯等のために必要あるときは、これに立入ることができる。この場合予め乙の承諾を受けるものとする。但し、緊急のときはこの限りではないが、甲は後日その旨を通知するものとする。
- 第13条 (甲の免責事項)  
1. 次に掲げる乙の損害に対して、甲は責任を負わない。又、乙はその損害を理由に家賃等甲に対する一切の債務の減額あるいは履行の延期を請求できない。  
2. 盗難・火災・天災(地震・落雷・風水害等)及び戦争・暴動・爆発・放射能汚染・自然発火・法規制等に基づく一切の損害。  
3. 他の賃借人の責に於いて発生した一切の損害。  
4. 本件建物設備効果の善悪、操作運転中の事故並びに故障・修理等に起因する一切の損害。  
5. 甲が行う本件建物及び諸設備の改修工事、又はそれに伴う運転停止等に起因する一切の損害。
- 第14条 (解約)  
1. 乙が本契約を解約するときは、遅くとも 1 ヶ月前の予告をもって、その旨を書面により甲に申し入れる。  
2. 前項の申入れの撤回、取消しはできない。  
3. 乙の解約申入れが第1項の予告期間に不足するときは、乙は、その申入れ日の 1 ヶ月後の末日までの賃料、共益費を支払う。  
4. 甲が本契約を解約するときは、6ヶ月以前の予告をもって、その旨を書面により乙に申し入れる。

- 第15条 (契約の解除)
- 乙が下記の一つでも該当する事実があったとき、甲は、何等催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。この場合、乙は、何等異議なく本物件を甲に明渡さなければならない。又、これにより生ずる甲の損害を乙は賠償しなければならない。
    - ①賃料の支払いを1ヶ月分以上遅延したとき。
    - ②賃料等の支払いを再三遅延するなど、甲、乙の信頼関係が著しく害されたとき。
    - ③入居申込書、本契約書等に事実でない記載があったと判明したとき。
    - ④故意または、過失により、本物件を毀損したとき。
    - ⑤敷金をもって賃料等その他、乙が甲に対して、有する一切の債務に充当することを甲に請求したとき。
    - ⑥乙または、連帯保証人が仮差押え、仮処分、強制執行または、競売の申し立てを受けたとき。
    - ⑦乙または、連帯保証人に破産、民事再生法、会社更生法の申請、または、会社整理手続を開始の申し立てがあったとき。
    - ⑧乙において保佐開始、後見開始の各審判があったとき。
    - ⑨本契約の各条の一つでも違反したとき。
    - ⑩甲は乙が所在不明のため本条項1項から9項の事由に基づく契約の解除の意思表示が出来ないときは当然契約は解除されたものとし、乙は甲が本物件に立ち入り使用する事、若しくは第三者に賃貸しても何等異議無いものとする。この場合本物件内に乙の残存物、遺留品がある場合は第20条1項から4項の処置をとり、処分しても何等異議無いものとする。
- 第16条 (本物件の現状変更)
- 乙が増設作、設備の新設、付加除去、改造又は取り壊しを行い、その他本物件の現状を変更する場合、若しくは本物件内に重量物を搬入し又はその内部、周囲に看板、掲示板、広告標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければ着手できないものとし、これに関する一切の費用は乙の負担とする。さらに工事中に於いては他の賃借人に迷惑を及ぼさないように、乙は工事施工者に厳守させなければならない。万一他の賃借人との間に紛争等が生じた場合は乙が責任をもって解決する事。
- 第17条 (乙の管理責任)
- 乙は本物件及び付属物件を善良なる管理者の注意をもって乙の費用で維持管理するとともに、環境の浄化・各種防災等に万全を図らなければならない。
  - 本物件に乙が新たに物を設置するときは、甲の承諾を受けた後乙の費用に於いて行い、その合意を甲に預ける事。又本物件の物を紛失したときは甲にその旨を通知し、甲の指示に従う事。
  - 本物件に対し、乙の費用にて火災保険・店舗休業保険・盗難保険等に参加する事。
- 第18条 (明け渡し)
- 本契約終了と同時に乙は本契約書の返還と次の各項の定めに従い本物件を明け渡す。
1. 乙は乙の費用により新設、付加した増設作、設備、什器、商品その他一切の買取り請求を乙は甲にしない。
  2. 乙の故意又は過失により破損した部分がある時、乙はこれを修理するか若しくは損害を賠償しなければならない。
  3. 本契約終了日までに明け渡し完了しない場合は、契約終了日より明け渡し完了日までの期間について家賃等及び甲に損害ある場合は損害金を合わせて乙は甲に支払わなければならない。又甲が明け渡し訴訟等を提起したときは甲が支出した弁護士費用を含む一切の訴訟費用及び明け渡し費用の全額を乙が負担する。
  4. 本契約終了日以降、本物件内に乙の残存物・遺留品がある場合、乙は一切の権利を放棄し、甲は任意に乙の費用をもってこれを処分しても異議無いものとする。
- 第19条 (契約の消滅)
- 天災、地震、土地収用その他甲の責に帰さない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったときは、本契約は当然に消滅するものとする。
- (明渡し、原状回復)
1. 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を乙の費用で賃借時の原状に復し、甲に明渡すものとする。
  2. 乙は甲に対し、前項の明渡しに際して、本物件の敷金を返還し、明渡し当日までの第6条の諸料金の支払を完了したうえ、その領収書を提示する。乙がこの返還及び提示をしないときは、甲は敷金の返還を留保することができる。
  3. 乙の明渡しが遅延したときは、乙は遅延期間中の賃料、共益費の3倍相当の明渡し遅延損害金を支払う。
  4. 乙の明渡し遅延により甲が前項の他に損害を受けたときは、乙はその損害も併せて賠償するものとする。
  5. 乙は、本物件の明渡しに際して、甲に対し、違作買取、必要費・有益費等、その他名目の如何にかかわらず、一切の請求をすることはできない。(乙の残存物について)
- 本契約の解約、解除、消滅等による終了時、本物件に残存物があるとき、甲は、乙がそれら全ての所有権等を放棄したものとみなし、任意に処分することができる。また、乙並びに連帯保証人はこれに要した費用を甲に支払わなければならない。
- 第20条 (連帯保証)
1. 連帯保証人(以下丙という)は、本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を、乙と連帯して負担しなければならない。
  2. 丙は、本契約が終了し本物件が完全に明渡された時点で、連帯保証の責を逃れることができない。
  3. 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があったときは、速やかに甲に通知するものとする。
  4. 乙は、再婚・死亡・破産・成年被後見人・無資力または、所在不明等の事由により連帯保証の責を果たし得ない状況になった場合には、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。またこの場合、乙は速やかに甲の承諾を得て連帯保証人を追加または変更するものとする。
- 第21条 (乙から連帯保証人への委任)
1. 乙は、丙に対し、次の各号の何れかに該当した場合に限り、本契約を解除する権限ならびに解除に伴う本物件の明渡し、及びこれに関する一切の権限を委任するものとする。乙は、丙が委任された権限を行使したことにつき、丙・甲または関係者に対して、不服の申立てまたは損害賠償その他の請求をしないものとする。
    - ①乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上怠り、または再三遅延し、甲の催促によってもその支払いをしないとき。
    - ②乙が甲への届出をせずに、所在不明のまま1ヶ月以上を経過したとき。
    - ③乙が死亡または破産その他の事由により、本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
  2. 乙は、本契約の存続する限り、前項の委任を解約することはできない。
- 第22条 (規定外事項)
- 本契約に定めのない事項については、関係法規及び慣習に従い甲、乙誠意をもって、協議の上解決にあたるものとする。
- 第23条 (合意管轄裁判所)
- 本契約に起因する紛争について、訴訟を提起する必要がある場合、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とするに、甲、乙及び丙は合意するものとする。

特約事項



平成 30 年 11 月 / 日

後記契約の証として本契約書2通を作成し、賃貸人、賃借人記名押印の上、各自1通を保有する。

大阪府堺市南区豊田1224番地1

株式会社 豊 翔

賃貸人 (甲) 住 所 代表取締役 吉田 勲 TEL  
氏 名 TEL 072-292-3080

賃借人 (乙) 住 所 堺市 [redacted] TEL [redacted]  
氏 名 伊豆丸 精二  
勤務先 堺市議会 TEL [redacted]  
勤務先住所 堺市堺区南瓦町3番1号

~~連帯保証人 (丙) 住 所 TEL  
氏 名  
勤務先 TEL  
賃借人(乙)との関係~~

仲介業者 免許番号  
事務所所在地  
商 号  
電話番号

宅 地 建 物 登録番号  
取引主任者 氏 名  
担 当 者 氏 名  
仲介業者 免許番号

事務所所在地  
商 号  
代表者氏名  
宅 地 建 物 登録番号  
取引主任者 氏 名  
担 当 者 氏 名

駐車場賃貸借契約書

株式会社 豊 翔 堺市中区議会議員  
貸主

と借主 伊豆丸 米青ニ は末尾表示物件（以下本物件という）  
について双方合意のうえ下記条項のとおり賃貸借契約を締結する。

第1条 借主は本物件を駐車場として使用の目的をもって借り受ける。

第2条 賃貸借の期間は平成30年 11月 / 日より平成 年 月 日までの1年間とする。

2 貸主及び借主は協議のうえ本契約を更新することができる。

第3条 賃料は月額 6,000 / 円也（消費税別途）とし、当月分を前月末までに貸主の指定する  
方法で貸主に支払うものとする。

2. 1ヶ月未満の日数に対するものは日割り計算による。

3 本物件に対する租税公課の増減・土地の価格の上昇もしくは低下その他の経済事情の変動により、貸主および借主は相手方に対し賃料の増減を請求できるものとする。

第4条 本契約締結に際し、借主は保証金として金 [REDACTED] 円也を貸主に預託するものとし、保証金に対しては利息をつけない。

第5条 借主は本物件につき、転貸、賃借権の譲渡をしてはならない。

第6条 借主が本物件の条項の一に違背したとき、貸主は催告なくして本契約を解除することができる。

第7条 借主は本契約終了のとき、本物件を原状に回復して直ちに貸主に明け渡さなければならない。

2 貸主は前項明け渡しを受けた後、保証金を借主に返還するものとする。

第8条 この契約に定めのない事項について当事者は、関係法規ならびに慣習に従い、誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

物件の表示  
所在地

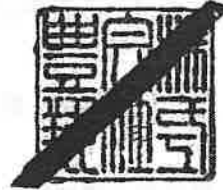
馬車場 NO. [REDACTED]  
豊田 1225 - 7

本契約を証するため本証書式通を作成し、貸主、借主双方署名捺印し、各自巻通を保有する。

平成30年11月1日

貸主 住所  
名前

株式会社 豊 翔  
堺市南区豊田1224-1  
TEL 072-292-3080



借主 住所  
名前

堺市 [REDACTED]  
[REDACTED]  
伊豆丸 精二



## 出張報告書

令和3年11月24日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二


出張報告は下記のとおりです。


### 記

1. 目的 石川県加賀市における『スマートシティ加賀の取組』『マイナンバーカード普及の取組』について調査したもの。
2. 期間 令和3年11月5日（金）
3. 日程等

月日	時刻	出張先（都市・施設名等）
① 11月5日（金）	10:00～12:00	石川県加賀市

#### 4. 面談者

加賀市役所政策戦略部 スマートシティ課 企画調整チームリーダー 

加賀市役所 市民生活部窓口課 参事 

加賀市役所 議会事務局 次長補佐 

#### 5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

## 1. 行政視察の実施に当たって～堺市の現状認識～

今回、石川県加賀市で推進しているスマートシティの取組について調査研究のため視察を実施した。視察対象をかかると絞った理由は『実証実験から社会実装にいかに関係していくか』を探ることにある。

堺市では、永藤市長就任後、ICTを活用したまちづくりを目指し『SENBOKU スマートシティ』構想を策定・推進している。これまでに、企業との包括連携協定の締結や自動運転モビリティ事業等様々な実証実験が実施されている。しかしながら、実証実験から社会実装へ繋がった事例は皆無である。実証実験は行うことに意義があるのではなく、その後の社会実装に繋げることに意義がある。つまり、社会実装に繋がらなければ、市民の利便性向上には寄与しないのである。

具体的事例を挙げると、マイナンバーカードは社会実装として成功しているとは言い難い。堺市もマイナンバーカードの普及には苦戦している状況にある。

一方、加賀市ではマイナンバーカード交付件数は全国的にもトップクラス（令和3年9月現在70%）を誇っている。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国によるマイナポイントの支給というインセンティブにより、堺市での交付件数は若干増加したものの、いまだ40%程度にとどまっている状況である。加賀市におけるマイナンバーカードの捉え方は、それ自体の取得・所有が目的ではなく、所有後にマイナンバーカードで行政サービスを受けられるようにし市民の利便性向上を図ることを目的としていることから、マイナンバーカードの所有が社会実装であると言えるのかについては議論の余地のあるところではあるが、社会実装に繋げるための取組という広い視点から調査をしたものである。

## 2. 石川県加賀市の概要

昭和33（1958）年1月1日に、江沼郡の大聖寺町、山代町、片山津町、動橋町、橋立町、三木村、三谷村、南郷村及び塩屋村が合併・市制施行して旧・加賀市が誕生した。

その後、昭和35（1960）年7月1日、山中町より河南町、別所町、荒木町が旧・加賀市に編入され、平成17（2005）年10月1日、旧・加賀市と山中町が新設合併・市制施行して、現在の加賀市が発足した。

人口は64,627人（和3年9月1日現在）、面積は306 km<sup>2</sup>。主な産業は『山代』『山中』『片山津』の個性豊かな三つの温泉が有名であり、年間180万人の宿泊客で賑わう。

その他にも、城下町大聖寺や日本遺産に登録された「加賀橋立」の北前船主集落など歴史的建造物も存する。

また、部品メーカーが中心となるものづくり産業、九谷焼、山中漆器で有名な伝統工芸、日本最高峰のブドウ「ルビーロマン」やカニ、エビなど農業・漁業も盛んである。

## 3. 加賀市における課題

加賀市が有する地域課題としては、合併の歴史的背景により「多極分散型」の都市構造を有する自治体となっており、公共交通の運行本数も少なく、観光客の自由に移動し

たいというニーズや地元の移動ニーズにも十分に応えられていない現状にある。

時代と共に非効率な都市経営、マネジメントに陥るリスクが顕在していることから、将来的には、人海戦術ではきめ細やかな市民サービス、行政サービスを提供することが困難となることが予想される。

2040年には人口が半減することが予想されており、市の主要産業である観光分野においても、観光入込客は年々右肩下がり減少し、昭和61年には年間400万人いた観光客数は令和2年には100万人にまで減少している（コロナの影響あり）。また、部品メーカーがものづくり産業の中心であることから、稼ぐ力が弱いという課題もある。

このような課題を踏まえ、第4次産業革命を見据えたイノベーション施策を策定することとなった。2016年に「第1回地方版IOT推進ラボ」に選定され、「地方創生推進交付金」の採択を受け、スマート加賀IOT推進事業を開始した。『IOT人材の育成』『先進テクノロジーの導入』という成長戦略の二本柱を軸に、IOTなど最先端の技術を活用できる人材による市内企業の生産性や技術開発力の強化を図り、実証フィールドとして産業が集積した活力のあるまちを目指し始めた。

#### 4. 具体的取組み

2018年3月から2021年8月の間、これまでに「ブロックチェーン都市宣言（⇒広報媒体である加賀ポータルに活用）」「アバターの活用」「ドローンの活用」「3Dプリンターによる新たなビジネスモデル創出」「健康情報のデジタル化」「加賀市スマートシティ宣言」「電子投票の実現」「AIを活用した防災・減災行政の強化」「カカオの森づくり」等計24件のイノベーション関連企業との連携協定・宣言を結んだ。以下、具体的な取組について述べる。

##### （1）次世代への投資

加賀市では子供たちへのプログラミング教育に力を入れており、国の必修化に3年先駆けて、2017年度から全小中学校で開始した。また、ロボットの世界大会である「加賀ロボレーブ国際大会」を2015年から毎年開催している。また、大聖寺実業高校の生徒がNASAからアドバイスを受けながらAIロボットの研究を行っている。そして、加賀市の高校を卒業する学生を対象に市が留学費等を支援し、英ロンドン大学、米ニューヨーク州立大学バッファロー校等海外の名門大学と連携し、卒業資格を得ることができる制度を構築している。また、STEAM教育の推進にも力を入れており、地方初となる数理女子ワークショップ2019in加賀も開催した。

##### （2）イノベーション創出

人材育成と産業創出の拠点施設として、2018年4月『加賀市イノベーションセンター』を開設した。本センターを拠点として、スタートアップ企業等へのオフィスの無償貸出（2年間無料、原則3年での退去）を実施している。2020年3月、県内で初となる5G基地局の設置も実現した。

また、btraxとの連携協定を結び、米国シリコンバレー発の起業家育成プログラムの

提供を開始した。今後は、デジタル分野での大学プログラム（リカレント教育含）を拡充していく予定である。

### （3）官民連携による挑戦のフィールド

外部から企業（主にベンチャー企業）を誘致し、実証フィールドの提供を行っている。人口減少が確実となる中、乱開発、スプロール化を防ぐために将来人口・人流シミュレーションによる適切な商業地・住宅地開発を目指し、ドローンを活用した3Dマップを作成し、デジタルツイン社会を実現する予定である（令和3年度完成予定）。

今後、ドローン関連事業者を誘致・育成し、就労機会の拡大や雇用創出事業者が集まる「空の産業集積」の実現を目指している。

### （4）MaaSの構築

2020年2月、「加賀MaaSコンソーシアム（MaaS Tech Japan、JR西日本、ヴァル研究所、日本旅行など10事業者）」を設立し、交通サービスの最適化を図り、MaaSアプリによるデジタルチケットやキャッシュレス支払いの実現を目指している。

### （5）加賀RE100の実現

加賀市では、2020年2月、ゼロカーボンシティを表明した。加賀市版RE100の一つとして、「シェアリングサービス」を開始した。具体的には、加賀市役所が所有する公用車（EV車）について、平日は公用車として利用し、夜間や土日祝日は市民や観光客が利用できる取組みを行っている。EV車は、再生可能エネルギーを利用し電力を供給し、災害時には非常用電源として活用することが可能となる。

### （6）スマート農業の推進

加賀市の特産品であるブドウ「ルビーロマン」等の栽培において、IoTを活用した栽培データの見える化を実現し、「品質」と「商品化率」の向上に寄与している（商品化率50%→70%）。また、新通信技術の通信実験（長距離通信のWi-fi技術であるWi-fiヘイロー）を2020年6月、12月に実施し、将来的には市内のIoT整備のインフラを目指す。その他にも、自動給水管理システムの実証実験やドローンによる転作状況の確認を行うなど、農業分野でも積極的にIoTの活用を図っている。

### （7）加賀ライズタウン構想

2024年の北陸新幹線加賀温泉駅開業を見据え、加賀温泉駅周辺において未来型の商業施設・住宅・教育機能を融合した「未来型の街」（「3. 加賀市における課題」で挙げた課題解決）の実現を目指している。

具体的には、未来型居住エリア、未来型商業エリアに分け、未来型居住エリアでは「通院から受診、処方、決済をデジタル連動化する取組」「アプリによる医療健康情報の確認」「遠隔医療相談サービス」「在宅行政手続の推進」等、未来型商業エリアでは「旅館や空き家を活用したワーケーション」「ドローンによる物流サービス」「最適なデマンド送迎サービス」等の取組を想定している。かかる取組を行うにあたっては、先述の3Dマップを活用している。

### （8）デジタル化の推進

加賀市では、人口に対するマイナンバー交付枚数率において、全国トップの交付率を

誇っている（令和3年9月30日現在申請率79.7%、交付率70%）。マイナンバーカードの交付率を高める目的は、マイナンバーカードを活用したスマホによる個人認証を導入し、行政手続きの利便性を高めることにある。令和3年9月30日時点で172種類の行政手続きに電子申請を導入済みである。今後は、ブロックチェーン技術を活用して市の施策に関する電子投票の実現を目指している。

（※電子投票の実現には、規制改革が必要であることから、現在、内閣府とも協議中。今後、投票機会を拓げるべく、まずは市議会議員選挙での活用を想定している。）

加賀市では、マイナンバーカードの交付率を高めるために、申請者に対して5,000円のがが応援商品券を交付するインセンティブを付与しているほか、出張申請受付、宅急便を活用した交付等にも積極的に取り組んできた。

デジタル化を推進する一方、デジタルデバイド解消に向けた取組を合わせて進めている。具体的には、市内高齢者向けにデジタルデバイス（主にスマホ）の使い方相談会（計4回、延べ66名が受講）の実施、マイナンバーカード対応スマホ購入助成の実施（1人当たり上限5,000円）、スマホ教室の開催、市民のスマホの使い方を教えるデジタルアンバサダーの認定や、市長が市政懇談会を実施し、高齢者へ直接説明をする機会を確保するなど様々な取組を推進している。

#### （9）その他

加賀市が現在取り組んでいる新たな取組として、一つ目は、医療・健康・福祉・教育分野におけるデータ収集を進めている。具体的には、信頼できるところに情報を預けるための情報銀行（アイデンティティ・プロバイダー）を設立し、学校の検診情報の蓄積、教育IDとマイナンバーとの紐づけによる利便性の向上の取組も検討中である。この点、医師会は健康情報のデジタル化には前向きであるが、医師の高齢化が進んでおり、そもそも高齢の医師にICTを活用した遠隔診療が出来るのか、という根本的な課題がある。

二点目は、関係人口の創出・拡大としてエストニアで実施されている事例を参考に、e-Residency（仮想市民）登録を推進する計画を検討中である。この計画は、加賀市に在住する住民だけではなく、加賀市を観光で訪れる方や興味を持ってもらえる方々に仮想の加賀市民となってもらい、定期的な情報発信による加賀市への興味・関心を喚起することを目的としている。観光客（交流人口）やワーケーション、セカンドハウスを想定した関係人口の創出を目指し、100万人を当面の目標としている。

ところで、ICT施策の推進をする場合、ICTの担当部署が先頭に立って推進する傾向があり、ここに所管課とICT担当部署との意識の乖離が生じやすい。この点、ICTを推進する部局には、部局横断で人を集めることで縦割り行政を打破している点は注目すべきことである。

## 5. 所感

加賀市への行政視察に際しては、いかにして社会実装に繋げていくかという視点を意識した。これまで述べてきたように、加賀市では様々な取組を推進しているが、加賀市におけるスマートシティ推進に向けた課題は主に二つある。



一つ目は、加賀市では市長の熱意・リーダーシップのもと先進的な取組を様々意欲的に推進してきた。その一方、現場の市職員との温度差、意識の乖離があるのも事実である。その結果、現場職員が市長の目指す目的を理解しないまま業務にあたっている実態がある。

二つ目は、様々な協定や覚書の締結、全国初の取組を積極的に推進しているが、それが社会実装に繋がった事例は少ない。その要因として、ビジネスモデルとしての確立が出来ていない点を挙げる事ができる。

実証実験から社会実装に繋がられない、という課題については、堺市や加賀市だけではなく、全国的な課題でもある。その要因は様々あるが、前提として実証実験を行う事業者と行政の目的に乖離がある点を挙げる事ができる。

その上で、社会実装に繋げるための条件としては、①社会実装が必要となる明確な課題があるか、②関係者間で課題をセンスメイキング（納得・腹落ち）できているか、③現状を上回る社会実装のメリットを提供できているか、④関係者間でアウトカム（結果）、社会的インパクトを共有できているか、⑤社会実装がビジネスモデルとして確立できるか、という4点を挙げる事ができる。

この点、加賀市では、⑤ビジネスモデルとしての確立が達成できていない。これは、実証実験を行う企業の多くが、財務面で大企業と劣るベンチャー企業であることが挙げられる。このことは、実証実験の実施にあたっては、国の補助金等を活用しながらの実施にとどまっていることからもうかがえる。（ベンチャー企業とも積極的な連携を行っている点は評価できる点である。）

一方、堺市では、②関係者間での課題のセンスメイキング、④関係者間でのアウトカムの共有が決定的に不足している。従って、先進的な実証実験を行ったとしても、実証実験で終わり、その後の社会実装に繋がっていないという現状がある。（※この点、加賀市と堺市の行政組織、人口の違いには留意する必要がある。）

実証実験を実施する事業者としては、国や行政からの補助金で実証実験ができ、実証実験を行ったという事実が一定の実績となる。一方、行政は実証実験が目的ではなく、その先の社会実装に繋げて市民の利便性向上を実現することにある。この意識の乖離が、社会実装に繋がりにくい大きな要因ではないかと考える。したがって、行政として実証実験を行う際には、事業者に対して社会実装後のアウトカムを合わせて提示させるスキームの構築が欠かせないものであると考える。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

11月：『11-2』 『11-3』 『11-13』

12月：『12-7』 『12-8』 『12-9』 『12-22』

## 出張報告書

令和3年11月24日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

### 記

1. 目的 ①石巻市における震災復興の取組②石巻市震災遺構大川小学校、③気仙沼市における震災復興の取組④気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館の現地視察、について調査したもの。
2. 期間 令和3年11月8日（月） ～ 令和3年11月9日（火）
3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	11月8日（月）	13:00～14:00	石巻市北上総合支所第1・2会議室
②	11月8日（月）	14:15～15:10	石巻市震災遺構大川小学校
③	11月9日（火）	10:00～12:30	気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館

### 4. 面談者

#### ①石巻市北上総合支所

石巻市議会副議長 遠藤宏昭

石巻市議会 議会事務局 局長補佐 [REDACTED]

同 主査 [REDACTED]

同 主任主事 [REDACTED]

石巻市復興政策部復興政策課 課長補佐 [REDACTED]

同 主査 [REDACTED]

石巻市復興政策部震災伝承推進室 室長 [REDACTED]

石巻市教育委員会学校安全推進課 課長 [REDACTED]

同 指導主事 [REDACTED]

②石巻市震災遺構大川小学校

石巻市議会 議会事務局 局長補佐 [REDACTED]

同 主査 [REDACTED]

同 主任主事 [REDACTED]

石巻市復興政策部震災伝承推進室 室長 [REDACTED]

③気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館

気仙沼市議会事務局 議事調査係 [REDACTED]

気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館 館長 [REDACTED]

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

東日本大震災による津波の被害状況を踏まえて、堺市でも、教育委員会が平成 24 年 3 月「学校園における地震・津波対応マニュアル」を策定、その後平成 31 年 3 月に改定するなど、実態に応じたマニュアルの改善を図っている。マニュアルの内容は、災害発生時における職員の参集をはじめとした組織体制や安否確認、堺市教育委員会として各学校園に求める計画の策定や訓練の実施等一定網羅されているようには思えるが、教育委員会として、各学校園がどの程度、訓練しているのか具体的な把握は行えていない。これでは、子供たちに実践的な能力がどの程度身につけているのかが分からず、「使える」マニュアルとなっているのか疑問である。

さて、政府の中央防災会議は、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震が発生した際の被害想定を実施している。この被害想定によれば、南海トラフ地震がひとたび発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度 7 となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度 6 強から 6 弱の強い揺れになると想定されています。また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に 10m を超える大津波の襲来が想定されている。

来る南海トラフ地震を想定した対策が様々実施されているが、マニュアルは策定することに意義があるのではなく、実践的に活用されなければ効果は限定的である。被災地における当時の状況を調査することによって、堺市が策定しているマニュアルやそれに基づいて実施している防災訓練をはじめとした各種対策の改善点を探るために視察を実施したものである。

2. 石巻市の概要・被災状況

石巻市は、北上川の河口に位置し、宮城県北東部地域を代表する風光明媚な都市である。明治時代からは、金華山沖漁場を背景に漁業のまちとして栄え、現在も、金華山沖は世界三大漁場の一つに数えられ、かつお・いわし・さばなどの水産資源の宝庫となっている。また、昭和 39 年に新産業都市の指定を受けてからは、石巻工業港が開港するなど、工業都市としても発展を遂げてきた。

平成 17 年 4 月 1 日には石巻地域 1 市 6 町が合併し、新・石巻市として新たなスタートをした。しかし、平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、東北地方太平洋沖地震発生。国内観測史上最大となるマグニチュード 9.0。震度 6 強の激しい揺れと、その後に沿岸域全域に襲来した巨大津波は、本来市民を守るべき防潮堤を破壊し、多くの人命を奪い、私たちの住まいや働く場、道路や港湾、漁港など多くの財産が失われた。死者 3,187 名、行方不明者 415 名（令和 2 年 12 月末現在）にのぼる未曾有の大災害となった。建物にも甚大な被害を及ぼし、石巻市の約 70% の家屋が被災（全壊 20,044 棟、半壊 13,049 棟、一部損壊 23,615 棟）した。被災した住宅の災害廃棄物は 428 万トンにもものぼり（福島県で排出された災害廃棄物に匹敵）、処理に 3 年を要することとなった。

### 3. 復興に向けた取組

平成 23 年 4 月 27 日、石巻市震災復興基本計画（平成 23 年～平成 32 年の 10 か年計画）を策定した。復興は、『住まいの再建』『医療・福祉・教育の再生』『産業の復興』『観光の復興』の 4 つを柱として復興を進めてきた。中でも、最重要課題としたのが、住まいの再建・確保であった。

被災後の土地利用の考え方としては、津波の第一防御である防潮堤、津波の第二防御である道路・防災緑地（盛土）という二重の防御で津波を減勢し、住居・学校・病院等を内陸側の可住地に配置することとした。そのためには、内陸部に代替地を確保する必要性が生じたが、津波被害の範囲が大きく移転先となる代替地がなかったこと、用地買収については、時間の経過とともに被災者の意識も徐々に変化したことによって交渉が難航し、移転の調整にも時間を要することとなり整備の足かせとなった。

しかしながら、市民が「進んでいると感じる復旧・復興事業」では、83.4%もの市民が住宅再建を挙げており、石巻市が柱とした『住まいの再建』において一定の成果を果たしたと思われる。

その一方で、産業の復興については震災前と比較しても復興とは程遠い状況にある。産業の復興における主な課題は販路の確保にある。水産業の街である石巻市では、水産加工工場も数多く被災し、一時期販路が絶たれた。復興に向けた歩みを続けてきたものの、一定復興した時には、既に他の業者が販路先として確立しており、震災前の販路確保には繋がっていない。現在、行政と共に販路確保に向けて海外へのアプローチを模索中である。また、販路の確保は、水産業だけにとどまらず、紙パルプ関連企業でも同様の課題を有している。

### 4. 大川小学校について

石巻市立大川小学校は石巻市を南北に通る北上川にかかる新北上大橋のふもとにある小学校である。津波が川を溢れ、高さ 8.6m もの津波が学校を飲み込み、児童 74 名、教職員 10 名が犠牲となった。（※全 71 学校園のうち、16 が津波被害、うち、10 園が全壊した。）

#### （1）小学校における危機管理・防災教育について

当災害を踏まえ、小学校における危機管理・防災教育として、石巻市教育委員会では、学校安全 3 領域のうち「災害安全」に係る内容に特化した「防災マニュアル」を別紙として作成し、各学校が立地する地形に基づく災害リスクを把握し、それぞれの災害に応じて対応できるよう整備している。

#### （2）震災前の防災教育

震災発生前の防災教育について、平成 16 年 3 月に宮城県の第三次地震被害想定が公表されたことにより、県下の小中学校では宮城県沖地震の再来に対する危機感が高まっており、大川小学校でも平成 18 年度に次年度の「教育計画」を作成する際、災害対応に

対する記述を大幅に改定した。

それまでの「教育計画」では、地震の際の対応としては「地震災害時の対応及び日常の対策」の項目があるだけで、災害時の体制も定められておらず、避難についても「教師の基本行動」として「避難場所、方法及び経路を明示して避難させる。(出席簿を携行する。)」という抽象的な記述にとどまっていた。

平成 19 年度の「教育計画」ではこれを大幅に改定し、「地震発生時の危機管理マニュアル」として。初動体制の確立や避難場所について記載され、震災当時(平成 22 年度)の災害対応マニュアルの原型が出来上がっていた。

平成 19 年度の災害対応マニュアルでは、三次避難場所(マニュアルの表現では「第二次避難場所」)は「近隣の空地・公園」とされていた。これは、地震を想定したものであり、地震や地震に伴う火災・ガス爆発、余震による建物崩壊などによって、校庭に危険が迫ってきた場合に避難する場所という位置づけだった。平成 20 年度の災害対応マニュアルは平成 19 年度のマニュアルの誤字が訂正されただけであり、21 年度のマニュアルは、20 年度のものと同じであった。

その後、地震に対する危機意識の高まりと市教育委員会からの指導や研修を背景に大川小学校でも平成 22 年度の教育計画策定にあたって、災害対応マニュアルにも津波を意識した修正が加えられた。しかし、根本的な見直しには至らず、表題に「(津波)」という文字が付け加えられたほかには、安否確認・避難誘導班の「津波の発生の有無を確認し、第二次避難場所へ移動する」という一文が加えられた程度にとどまり、津波を想定した避難行動や三次避難場所の検討等はなされなかった。

同マニュアルによれば、「第一次避難」は「校庭等」とされており、「火災・津波・土砂くずれ・ガス爆発等で校庭等が危険なとき」の「第二次避難」として「近隣の空地・公園」との記述がある。

マニュアルには、児童の引き渡しについての項目があり、児童の引き渡しについては「引き渡しカードによる引き渡し」とされていた。また、保護者は「防災用自動カード」を記入して、カードを学校に提出することとされ、教師は「児童引き渡し確認一覧表」を作成して防災用自動カードとともに校長室書庫保管とされていた。震度 6 弱以上を観測した場合は原則として引き渡しとするとの記載もあるが、具体的な引き渡し方法については記述されていなかった。

児童の引き渡しについては、平成 19 年度のマニュアルに記載され、そのまま踏襲されていたが、マニュアル通りの運用はされておらず、引き渡しの実施基準(震度 6 弱以上)や、具体的な引き渡し方法などの引き渡しルールのみならず、災害時に引き渡しが行われることすら保護者に周知されていなかった。この経過としては、平成 19 年度にメール配信の仕組みを構築しようとしたものの、うまくいかず、そのままとなり、平成 22 年度の「防災用児童カード」「児童引き渡し確認一覧表」は作成されておらず、児童引き渡しについて明確な定めもなく、周知もされないままであった。

防災訓練の実施状況は、平成 17 年度から平成 22 年度は不審者対応避難訓練、地震対応避難訓練、火災対応避難訓練の計 3 回が実施されており、津波を想定した避難訓練や

児童引渡し訓練が行われたことはなかった。

避難経路については、二次避難先である校庭に危険が迫った場合の三次避難先として「近隣の空地・公園等」と記載があったが、具体的な場所及び避難経路などについての記載はない。「近隣の空地」は釜石交流会館の駐車場、「公園」は、体育館裏の児童公園（ちびっこ広場）をイメージして定められたものであったが、教員や児童の間でその認識が共有されたとは言い難く、また、津波の三次避難場所については、学校として明確に検討したことはなかった（当時の地震・津波ハザードマップは、危険区域になっておらず、避難所としての指定がなされていたもの。）

### （3）震災後の防災対策について

震災を教訓として、学校が立地する地形に応じた災害リスクの把握などにより職員の災害対応力を高めるための防災研修の実施や児童生徒が発達段階に応じ、自らの命を守れる行動が身につくような防災教育、防災マニュアルの点検等による防災管理の徹底に取り組んでいる。

その実現に向けて、平成24年度より消防、教育支援団体、市長部局、市立学校教職員等からなるメンバーで構成された「石巻市学校防災推進会議」を組織し、学校防災に取り組んでいる。そのメンバーで3つのワーキンググループを構成し、「防災研修」「防災管理」「防災教育」に取り組んでいる。

防災研修については、各学校園の安全担当主幹教諭、防災主任を対象として研修会を年4回実施し、災害対応力の向上を図っている。具体的には地形図を利用した勤務校の災害リスクの理解や、避難訓練モデル校を参観し、自身・津波に対応した避難訓練や原子力災害に対応した避難訓練について研修している。また、国の委託事業である学校安全総合支援事業において、緊急地震速報受信機を設置し、避難訓練で活用した成果や災害安全・生活安全。光津安全の3領域においてモデル校を指定し、その取組を市内すべての学校園で共有している。

防災管理については、防災マニュアルをすべての学校園に提出してもらい、市独自のマニュアルチェックリストを作成し、安全担当主幹教諭による点検改善指導を実施し、マニュアルの進化改善に取り組んでいる。また、大川小学校事故検証報告書の24の提言の取組状況を確認し防災管理の徹底に向け進行管理している。また、震災により地域のコミュニケーションが希薄になった地域もあることから、学校区ごとに地域と学校・行政が連携して防災体制を確立できるよう「地域防災連絡会」を設置している。

防災教育については、市独自の防災教育副読本を活用し、発達段階の応じた災害対応力の育成に取り組んでいる。また、災害に係る目指す子ども像を掲げ、毎年「防災合言葉」コンクールを実施し、児童生徒のみならず家族で農漁について考える機会としている。また、地域の防災や復興の様子を町あるきや地域の方々から話を聞いて作成する「復興・防災マップ」作りの広域化に取組み、発表の場として復興・防災マップコンクールを毎年実施している。

その他の取組としては各学校の防災対応力の向上を図るため、全ての市立学校園避難

訓練を訪問し、各観点ごとに良い点を評価し、改善が必要な点については指導助言を行っている。

## 5. 気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館について

気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館は、旧気仙沼市向洋高等学校を保存した施設である。気仙沼市階上地区に位置していた宮城県気仙沼向洋高等学校は東日本大震災に伴う津波の影響で全壊した。震災時、学校にいた生徒約 170 名、教職員 27 名は階上中学校へ避難し皆無事であった。将来にわたり震災の記憶と教訓を伝え、警鐘を鳴らし続ける「目に見える証」として活用し、気仙沼市が目指す「津波死ゼロのまちづくり」に寄与することを目的に建設された施設である。

※当日時間の関係上、気仙沼市における復旧・復興事業の取組状況と課題については割愛し、資料を受領したもの。

気仙沼市内の被災状況や復興の取組状況等について、気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館館長（当時、気仙沼市防災責任者）による説明を受けた。

### （1）当日の状況

旧向洋高校が所在した階上地区では、東日本大震災以前より防災に対する意識が高く、定期的な防災訓練の実施やワークショップの実施、自らで防災マップを確認するなど他地区と比較して先進的な取組みが行われていた。しかしながら、実際に津波が到達したエリアと事前の防災マップを比べると、防災マップの想定をはるかに上回る津波が到達していたことが判明した。震災当日も、階上地区の住民は「自分たちが住むこのエリアには津波は来ない。」という思い込みがあり、自分は大丈夫であるという一種の正常化バイアスが働き、あえて避難行動に移らず、津波の犠牲になったという実態がある。

一方、当日の気仙沼市役所では、地震の影響で関係官庁からの情報が一切遮断されていた。そのため、気象庁が発表する地震に関する情報が一切得られず、結果、住民への津波の周知、避難誘導も遅れた。

### （2）教訓

住民の防災意識の高さは大いに評価されるころではあるが、大規模災害時には、「ありえない」という先入観や偏見（バイアス）が働き、物事を正常の範囲だと自動的に認識する心の働きである正常化バイアスが働き、その認知の歪みが避難行動に結び付かなかったといえる。この点、当該地区では住民同士での防災訓練等は実施されていたが、その際、防災マップ≠安全マップという認識が欠如していた。大規模災害時には、この繋がりを意識して断ち切ることが必要である。

また、近年、津波被害を防ぐために垂直避難という議論が行われているが、原則は「より遠くへ」を優先し、その次に「より高台へ」という視点が必要である。

防災教育の必要性は誰もが認めることであるが、大規模災害を経験していない人々は、必要性を行動に移すことには大きなハードルが存在している。従って、防災教育を



推進するにあたって、まずは、学校園での子供たちへのアプローチが有効である。学校園等で防災教育を学んだ子供たちが家庭で両親や兄弟に話が伝わり、そのことが広く地域へ波及していくのである。

行政の課題として、情報発信とBCPの二点を挙げるができる。

情報発信について、被災状況によってはエリアメールや公式HPは使えない可能性もあることから、通信手段の多重化を図る必要がある。一方、Twitterや防災行政無線は使えることが確認された。しかし、防災行政無線はバッテリーの問題もあることから、気仙沼市では、震災後、全ての防災行政無線にソーラーパネルを設置し、バッテリーの問題を解決している。

震災発生時、気仙沼市ではBCPが定められていたが、権限が曖昧であり、最終決定権者が市長であるのか、防災責任者であるのか明確ではなかったことが挙げられる。

いざ、防災責任者が具体的な指示を出そうとしても、防災責任者には他部局の職員を動かす権限が与えられておらず、現場が混乱したとのことである。被災して最終責任者である首長が事態に対応できない場合も十分に想定されることから、BCPに防災責任者に全ての職員を動かす権限を与えるという手法も検討されるべきである。

合わせて、公（行政）があらゆる事象に対応するのは難しいことから、BCPの策定にあたっては、住民も関与する形での検討を行う必要がある（具体的には、避難所運営は避難した住民が行う等）。

その他にも、東日本大震災発生後、一部では海岸沿いに防風林等植栽による減災を推進する声（グリーン堤防）もあるが、樹木が津波で流された瞬間、その樹木は建物や構造物、人間にとっての凶器となるという点を考慮すると（※海岸沿いに植えられていた大木が旧向洋高校校舎の3階に流れ着いていた）、グリーン堤防の推進は慎重であるべきである。

また、津波が襲来する予兆として引き波の発生が指摘されているが、気仙沼市階上地区では、引き波は発生せず、押し波が突如としてやってきた。このように、地震発生時の震源の深さや地形によって、様々な津波の形があるため、まずは引き波が発生するという認識は改める必要がある。

## 6. 所感

今回の行政視察を終えて認識した本市の課題は、マニュアル記載の実効性をいかに担保するかである。

堺市教育委員会として、「学校園における地震・津波対応マニュアル」を策定してはいるものの、避難訓練は各学校園任せであり、かかる避難訓練の実施によって生じた課題等について、堺市教育委員会や近隣学校園との共有体制が構築できていない。「津波避難対象地域」「津波注意地域」では定期的な避難訓練が実施されてはいるものの、かかる訓練実施の結果、どのような成果が得られたのか、課題は何か、という点についてのフィードバックがない。

本来は、避難訓練の実施⇒市教委へ報告⇒市教委で点検⇒各学校園へ改善点等フィー

ドバック⇒学校園で修正⇒修正に基づいた実地訓練の実施、という一連のサイクル構築が必要であり、教育委員会として、各学校園における避難訓練実施の有無を確認するだけでは不十分であるといえる。これでは、マニュアルは絵に描いた餅と化し、実効性が担保出来ていない。

義務教育とは、生涯にわたって生きる上での基礎となるものであることを踏まえると、現在、津波避難対象地域や津波注意地域に居住していないとしても、将来的にかかるエリアへの居住の可能性もあることから、現行実施している津波避難訓練を「津波避難対象地域」「津波注意地域」を含む学校園に限定する合理性はないように思える。

形式的な対応は一定なされてはいるものの、このマニュアルでは、大規模災害時に起こりうる正常性バイアスを乗り越えるだけの実践的な避難行動を採れるのか疑問である。

防災教育の実施にあたっては、いつ発生するか分からない災害を想定した訓練について、時間と労力をかけてどの程度実施するべきなのか、限られたカリキュラムの中でどのように授業時数を確保するのかという現実的な課題もあるが、防災教育の原点でもある「命を守る」行動に繋げる取組を推進していくことが必要である。

視察後、既に教育委員会担当者に対して、「学校園における地震・津波対応マニュアル」の課題を指摘、改善を促しており、今後、本マニュアルがどのように改善されるのか、引き続き議会議員として注視していきたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

11月：『11-4』 『11-5』 『11-6』 『11-12』

12月：『12-10』 『12-11』 『12-12』 『12-13』 『12-14』  
『12-15』 『12-16』 『12-17』 『12-22』

## 出張報告書

令和4年3月28日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

### 記

1. 目的 『札幌市図書・情報館』について調査したもの。
2. 期間 令和4年1月19日(水)
3. 日程等

月日	時刻	出張先(都市・施設名等)
① 1月19日(水)	11:00~11:45	札幌市図書・情報館

#### 4. 面談者

札幌市図書・情報館 札幌市中央図書館 利用サービス課

図書・情報館 主査 XXXXXXXXXX

## 5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

### 1. 行政視察の実施に当たって

堺市における図書館行政の課題として、①利用者層が限定的であること、②民間事業者を含めた幅広いノウハウの活用に消極的であること、③今後、十数年後に建物の老朽化を迎えること、という三点を挙げることができる。

一つ目の課題として、図書館は市民が等しく納めた税金によって運営される社会教育施設であるにもかかわらず、平成29年11月に堺市民を対象とした中央図書館基本構想基礎調査を読み解くと、利用者層は固定化し、市民の約半数しか利用していないという実態がある。また、毎週月曜日が休館日となっており、一般的に月曜日が休みである美容師など特定の方々が利用できない施設運営が行われている。このことは、社会教育施設としての使命を果たしているとは言えない。

二つ目の課題の前提として、堺市が重きを置く図書サービスと利用者ニーズの齟齬を踏まえる必要がある。これまで堺市として重きを置いてきた図書館機能として、図書館が有する知の拠点の前提とした「司書」「レファレンス機能」がある。しかしながら、図書館法が制定された当時と現在では、利用者のニーズに大きな乖離がみられる。利用者のニーズが多様化した時代に、どの程度知の拠点なる定義があてはまるのか、利用者がどの程度レファレンス機能を活用しているのか、これらの点を明らかにする必要がある。かかるサービスとニーズの乖離を解消するためには、これまでの運営方法をゼロベースで見直すことが欠かせない。その際には、行政組織だけでサービスのあり方を検討するのではなく、民間事業者をはじめとした様々な機関への働きかけを行うことが必要である。時代の流れに応じた図書館像を見直すためにも、端から「民間活用を進めると、図書館としての知の拠点が損なわれる」といった、抽象的な批判に終始するのではなく、これまで図書館を利用していなかった層をいかにして取り込んでいくか、そのためには何をかえていくべきなのか、という柔軟な考え方が必要である。

三つ目の課題として、堺市立中央図書館は建設後50年を経過し、老朽化が進んでいる。長寿命化を図ったとしても、今後十数年で建替え更新を迎えることとなる。来年度には、永藤市長が中央図書館の基本構想を示す予定であるが、その際には、今後のニーズを正確に把握し、かかるニーズを施設設計に反映させることが必要である。

「貸し出さない図書館」という触れ込みで開館した札幌市図書・情報館では、当初見込みを大きく上回るペースでの来館者を獲得できており、これまでの図書館像を根本から変えた画期的な取組がみられる。既存の図書館運営とは何が異なるのか、どのような点を工夫しながら提供サービスの向上を実現しているのかについて、堺市が抱える上述の課題を踏まえながら視察を実施したものである。

### 2. 札幌市の図書館行政が抱える課題

札幌市の図書館行政が抱える課題として、①利用者層が固定化されていること、②既存図書館が利便性の悪い立地であること、の二つを挙げることができる。

一点目の固定化された利用者層については、堺市が抱える課題とも共通しているもの

である。札幌市でも、利用者層の多くが高齢者世代であり、利用していただきたい若年層やビジネスパーソン、子育て世代の利用者は低位で推移している。

二点目のアクセスについて、札幌市には蔵書 83 万冊を有する中央図書館があるが、市の中心部からは交通機関を使っても 30 分を要することから、市民の足を遠ざけている要因ともなっている。このような課題を解決するために、札幌市では札幌市図書・情報館の建設を検討するに至った。

### 3. 札幌市図書・情報館の概要

#### (1) 概要

札幌市図書・情報館は、「札幌市民交流プラザ」の一角にあり、オペラ、バレエも開かれる札幌文化芸術劇場 (hitaru)、文化活動を支える札幌文化芸術交流センター (SCARTS) と併せ、2018 年 10 月 7 日にオープンした。札幌駅から徒歩約 10 分、地下街で直結しており、アクセスも良好である。1 階がサロン空間と北海道・札幌の魅力を伝えるエリア (約 30 席)、2 階は Work、Life、Art のエリア (約 170 席) に分かれている。1 階のサロンでは、年 15 回ほどスクリーンが設置され、仕事や暮らしに役立つセミナーも開催されている。1 階の隣にはカフェがあり、コーヒーを図書・情報館に持ち込むことはもちろん、こちらの本をカフェに持ち込むこともできる。館内に設置されている席は用途に合わせて、ワーキング席 (1 人用)、グループ席 (2 人から 4 人)、ミーティングルーム (5 人から 12 人) を用意したほか、集中したい利用者のためにリーディングルーム (1 人用、このみ会話・パソコン不可) も用意した。

開館時間については、ターゲットとする利用者層を踏まえ、平日の閉館時間を中央図書館より 1 時間延長し、21 時とした (平日 9 時～21 時。土日祝 10 時～18 時。休館日毎月第二・四水曜日、12 月 29 日～1 月 3 日)。館内に掲示されている資料は館内閲覧のみとし、貸し出しは行われていない (貸し出さない図書館)。

#### (2) コンセプト

札幌市図書・情報館は、商業施設やオフィスが密集し、多くの働く人々やビジネス・観光で訪れる人が多いエリアに立地している。そこで、「都心に集う主に大人を対象に『札幌の魅力や街の情報』『ビジネスや様々な課題解決に役立つ情報』を提供する」課題解決型図書館というコンセプトが生まれた。また、かかるコンセプトは、新たなユーザー層の獲得も期待された。資料のテーマとして Work (「仕事に役立つ」をテーマに起業、企業・業界情報、資格取得、スキルアップ、ビジネス一般等) 2.5 万冊、Life (「暮らしを助ける」をテーマに医療、健康、法律、行政、福祉・介護等) 1 万冊、劇場との連携の中で Art (「芸術に触れる」をテーマに舞台芸術、現代アート、写真集、デザイン等) 5 千冊に絞り、文学や児童書、絵本のコーナーは置かないなど、サービスの内容を厳選する代わりに質 (選書) を高めていくこととした。また、利用者にもスタッフにも理解してもらえよう、「はたらくをらくにする」というフレーズを館内の入口にも掲示している。

### (3) 特徴

本館の特徴として①自由な会話、②選書、③特色のある資料群、④司書の存在の四つを挙げることができる。

一つ目の特徴である『自由な会話』であるが、レファレンスや相談窓口はもとより、グループでの調べものや図書館資料を利用しながらのビジネスミーティングを活性化するため、「図書館ではお静かに」という常識からも距離を置くこととした。その結果、ビジネスパーソンや若い女性のグループなど、多様な利用者が気軽に来館している。

二つ目の特徴は『選書』にある。全ての書籍に IC タグが貼付されている。利用者が読んだ書籍は返却台に返却するが、返却台にはアンテナが仕込まれており、どのような本がどの世代に読まれているのか、というニーズや傾向を把握し、かかるデータを次の選書に反映させている。また、テーマ別配架を導入し利用者の利便性を高めるために、日本十進分類法 (NDC) による配架も取りやめた。テーマ別配架の棚は、16 人の司書が、それぞれ一つ一つの棚を担当し、作り上げている。加えて、本棚の一部に磁石で着脱可能な赤い枠で囲んだコーナーを設け (ハコニワ)、旬なトピックや好奇心をかき立てるテーマを決めて期間限定で並べている。その他に、近隣の ICT をはじめとする企業の協力も得ながら、選書や配架のアドバイスをいただくミーティングを重ね、棚を生きたものにする工夫も重ねている。選りすぐりの図書を、ひとに寄り添うテーマごとに配置し、さらに面陳列を大胆に取り入れるなど、手にとりやすい工夫をしている (恋愛、結婚、夫婦別姓、離婚という人生における一連の流れを同じ棚で配架するなど)。

三つ目の特徴は『特色のある資料群』である。当館には約 100 紙の業界新聞と約 600 誌の雑誌が配架されている。個人では手に入らない業界団体のものも多く所蔵しており、忙しいビジネスパーソンが短時間で概要をつかむためのツールとしても役立っている。その他にも、24 種類のデータベースをそろえており、情報を多く持っている人とそうでない人との間のギャップをなくす取組も意識している。

四つ目の特徴は、図書・情報館を支える司書の存在を挙げることができる。これまでの図書館では、領収書発行などの手作業や各種様式からの入力、座席案内も多く、選書や展示など司書ならではの業務時間が少なくなっていたという課題を踏まえ、図書・情報館では ICT の活用により、座席の予約や購入リクエストのセルフ化、蔵書一斉点検を一日で終わらせる等、司書としての本来業務の時間を極力確保する工夫を行いながら、司書の有する力を最大限発揮できる環境整備に取り組んでいる。

## 4. 評価

図書館と言えば、「館外貸出、日本十進分類法、大閲覧室、私語の禁止」というイメージが先行しており、各地の図書館もこのような既存の考え方で図書館行政が運営されてきた。しかしながら、札幌市図書・情報館では、これら既存の考え方を覆す取組を推進してきた。その結果、開館から 9 か月時点で、1 日の利用者数が 3,000 人を途切れずに数えており、開館前の目標利用者数年間 30 万人を大幅に上回る成果を上げた。

時間別利用者数を深掘すると、18 時から 20 時の間にビジネスパーソンが多く訪れて

いる。一方、午前中はシニア層と固定客、午後は主婦や若年層を含めた一般利用者を取り込むことができている。これはそれぞれの時間帯でそれぞれの顧客層を獲得できていることを意味し、図書館の社会教育施設としての役割を十分に果たしているといえる。

札幌市では、ここ数年の間に、「札幌市図書・情報館」以外にも「札幌市電子図書館」「札幌市えほん図書館」を開館した。利用者層やターゲットを明確に絞った図書館行政の展開が、新たな利用者層の掘り起こしに寄与しているものと思える。

## 5. 所感

「図書館」と言えば、「私語の禁止」「勉強の禁止」「暗い」「静かにしなければならない」というイメージを抱きがちである。このイメージはあながち間違っておらず、これはこれまでの図書館行政が生み出した結果であると受け止める必要がある。

札幌市図書・情報館では、『話せる』『議論できるグループワーク』という新たな読書環境の整備を行った結果、気軽に情報にアクセスできる環境を実現した。

極めつけは、貸し出さないという新しい図書館スタイルを導入した点にある。貸し出さないが、常に最新の選書をアップデートしており、最新の情報を得ることができる。その結果、常に最先端の情報を欲するビジネスパーソンや若年層など、これまで図書館に取り込めなかった新たな層の取り込みで成功している。また、利用者のデータ（利用図書）を集め、その結果を選書に反映するという取組は、データ活用によるサービスの向上に繋がるものでもある。

これらの取組は、図書館像を利用者の実態やニーズに合わせて柔軟に見直すことで、新たな顧客の掘り起こしができることを物語っている。

近年、全国自治体において民間事業者による指定管理者制度の導入や複合施設化やカフェの併設、子育て広場の設置など、新たな顧客層の獲得に向けた取組を推進する自治体が生まれている。このことは、ただ単に「図書館というハード施設があれば人は来る」という考え方から脱却したものである。堺市が開催する図書館協議会の議論を見ると、「図書館運営にあたっては、民間委託をどうやって防ぐかが重要である」などといった住民サービスの向上が置き去りにされた議論が展開されている。目的は、民間委託にあるのではなく、住民サービスの向上にあるはずである。その中で、民間委託も選択肢の一つとして俎上にあげることが必要なのである。このような点を踏まえると、新たな顧客層の取り込みや住民サービスの拡充における最大の課題は、「これまでの常識に固執した考えや価値観」であり、図書館像そのものの見方を変える必要性を感じた。今後、中央図書館の基本構想が示されることから、上述の点を踏まえた議論・具体的な提案を実施していきたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1月：『1-6』『1-7』『1-8』『1-19』『1-20』

2月：『2-14』『2-15』

3月：『3-9』『3-10』『3-11』『3-12』『3-13』『3-14』